

川崎市市民館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																												
<p>川崎市市民館条例</p> <p>昭和47年川崎市条例第38号</p> <p>(目的及び設置)</p> <p>第1条 市民のために、実生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって市民の教養の向上を図るため、川崎市市民館（以下「市民館」という。）を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 市民館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>	<p>川崎市市民館条例</p> <p>昭和47年川崎市条例第38号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市民のために、実生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行ない、もって市民の教養の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 川崎市市民館（以下「市民館」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>																												
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川崎市幸市民館</td> <td>川崎市幸区戸手本町1丁目11番地2</td> </tr> <tr> <td>川崎市中原市民館</td> <td>川崎市中原区新丸子東3丁目1,100番地12</td> </tr> <tr> <td>川崎市高津市民館</td> <td>川崎市高津区溝口1丁目4番1号</td> </tr> <tr> <td>川崎市宮前市民館</td> <td>川崎市宮前区宮前平2丁目20番地4</td> </tr> <tr> <td>川崎市多摩市民館</td> <td>川崎市多摩区登戸1,775番地1</td> </tr> <tr> <td>川崎市麻生市民館</td> <td>川崎市麻生区万福寺1丁目5番2号</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の市民館に次の分館を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。</p>	名称	位置	川崎市幸市民館	川崎市幸区戸手本町1丁目11番地2	川崎市中原市民館	川崎市中原区新丸子東3丁目1,100番地12	川崎市高津市民館	川崎市高津区溝口1丁目4番1号	川崎市宮前市民館	川崎市宮前区宮前平2丁目20番地4	川崎市多摩市民館	川崎市多摩区登戸1,775番地1	川崎市麻生市民館	川崎市麻生区万福寺1丁目5番2号	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川崎市幸市民館</td> <td>川崎市幸区戸手本町1丁目11番地2</td> </tr> <tr> <td>川崎市中原市民館</td> <td>川崎市中原区新丸子東3丁目1,100番地12</td> </tr> <tr> <td>川崎市高津市民館</td> <td>川崎市高津区溝口1丁目4番1号</td> </tr> <tr> <td>川崎市宮前市民館</td> <td>川崎市宮前区宮前平2丁目20番地4</td> </tr> <tr> <td>川崎市多摩市民館</td> <td>川崎市多摩区登戸1,775番地1</td> </tr> <tr> <td>川崎市麻生市民館</td> <td>川崎市麻生区万福寺1丁目5番2号</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の市民館に次の分館を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。</p>	名称	位置	川崎市幸市民館	川崎市幸区戸手本町1丁目11番地2	川崎市中原市民館	川崎市中原区新丸子東3丁目1,100番地12	川崎市高津市民館	川崎市高津区溝口1丁目4番1号	川崎市宮前市民館	川崎市宮前区宮前平2丁目20番地4	川崎市多摩市民館	川崎市多摩区登戸1,775番地1	川崎市麻生市民館	川崎市麻生区万福寺1丁目5番2号
名称	位置																												
川崎市幸市民館	川崎市幸区戸手本町1丁目11番地2																												
川崎市中原市民館	川崎市中原区新丸子東3丁目1,100番地12																												
川崎市高津市民館	川崎市高津区溝口1丁目4番1号																												
川崎市宮前市民館	川崎市宮前区宮前平2丁目20番地4																												
川崎市多摩市民館	川崎市多摩区登戸1,775番地1																												
川崎市麻生市民館	川崎市麻生区万福寺1丁目5番2号																												
名称	位置																												
川崎市幸市民館	川崎市幸区戸手本町1丁目11番地2																												
川崎市中原市民館	川崎市中原区新丸子東3丁目1,100番地12																												
川崎市高津市民館	川崎市高津区溝口1丁目4番1号																												
川崎市宮前市民館	川崎市宮前区宮前平2丁目20番地4																												
川崎市多摩市民館	川崎市多摩区登戸1,775番地1																												
川崎市麻生市民館	川崎市麻生区万福寺1丁目5番2号																												
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川崎市幸市民館日吉分館</td> <td>川崎市幸区南加瀬1丁目7番17号</td> </tr> <tr> <td>川崎市高津市民館橘分館</td> <td>川崎市高津区久末2,012番地1</td> </tr> <tr> <td>川崎市宮前市民館菅生分館</td> <td>川崎市宮前区菅生5丁目4番11号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	川崎市幸市民館日吉分館	川崎市幸区南加瀬1丁目7番17号	川崎市高津市民館橘分館	川崎市高津区久末2,012番地1	川崎市宮前市民館菅生分館	川崎市宮前区菅生5丁目4番11号	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川崎市幸市民館日吉分館</td> <td>川崎市幸区南加瀬1丁目7番17号</td> </tr> <tr> <td>川崎市高津市民館橘分館</td> <td>川崎市高津区久末2,012番地1</td> </tr> <tr> <td>川崎市宮前市民館菅生分館</td> <td>川崎市宮前区菅生5丁目4番11号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	川崎市幸市民館日吉分館	川崎市幸区南加瀬1丁目7番17号	川崎市高津市民館橘分館	川崎市高津区久末2,012番地1	川崎市宮前市民館菅生分館	川崎市宮前区菅生5丁目4番11号												
名称	位置																												
川崎市幸市民館日吉分館	川崎市幸区南加瀬1丁目7番17号																												
川崎市高津市民館橘分館	川崎市高津区久末2,012番地1																												
川崎市宮前市民館菅生分館	川崎市宮前区菅生5丁目4番11号																												
名称	位置																												
川崎市幸市民館日吉分館	川崎市幸区南加瀬1丁目7番17号																												
川崎市高津市民館橘分館	川崎市高津区久末2,012番地1																												
川崎市宮前市民館菅生分館	川崎市宮前区菅生5丁目4番11号																												

改正後		改正前	
川崎市麻生市民館岡上分館	川崎市麻生区岡上3丁目15番5号	川崎市麻生市民館岡上分館	川崎市麻生区岡上3丁目15番5号
<p>(事業)</p> <p>第3条 市民館は、第1条の目的を達成するため、<u>おおむね次の事業を行う。</u></p> <p>(1) 幼児、青少年及び成人に関する学級及び講座を開設すること。</p> <p>(2) 討論会、講演会、講習会、実習会、展示会等を開催すること。</p> <p>(3) 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。</p> <p>(4) 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。</p> <p>(5) 文化活動の奨励を<u>行う</u>こと。</p> <p>(6) 視聴覚器材器具の貸出しを<u>行う</u>こと。</p> <p>(7) 社会教育関係団体の育成を図ること。</p> <p>(8) 施設及び設備（以下「施設等」という。）を市民の集会その他の公共的利用に供すること。</p> <p>(職員)</p> <p>第4条 市民館（次条第1項に規定する指定管理者が管理を行う市民館を除く。）に館長及びその他必要な職員を置く。</p> <p><u>(指定管理者)</u></p> <p>第4条の2 <u>教育委員会（以下「委員会」という。）は、法人その他の団体であつて次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下「指定管理者」という。）に市民館（川崎市中原市民館、川崎市高津市民館及び川崎市高津市民館橋分館に限る。以下この条から第4条の4まで、第4条の5第2項及び第11条の2において同じ。）の管理を行わせる。</u></p> <p><u>(1) 市民館の管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。</u></p> <p><u>(2) 事業計画書の内容が、市民館の効用を最大限に発揮するとともに管理経費</u></p>		<p>(事業)</p> <p>第3条 市民館は、第1条の目的を達成するため、<u>おおむね次の事業を行なう。</u></p> <p>(1) 幼児、青少年及び成人に関する学級及び講座を開設すること。</p> <p>(2) 討論会、講演会、講習会、実習会、展示会等を開催すること。</p> <p>(3) 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。</p> <p>(4) 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。</p> <p>(5) 文化活動の奨励を<u>行なう</u>こと。</p> <p>(6) 視聴覚器材器具の貸出しを<u>行なう</u>こと。</p> <p>(7) 社会教育関係団体の育成を図ること。</p> <p>(8) 施設及び設備を市民の集会その他の公共的利用に供すること。</p> <p>(職員)</p> <p>第4条 市民館に館長及びその他必要な職員を置く。</p> <p>(新設)</p>	

改正後	改正前				
<p><u>の縮減が図られるものであること。</u></p> <p><u>(3) 事業計画書の内容に沿った市民館の管理を安定して行う能力を有すること。</u></p> <p><u>2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他委員会が必要と認める書類を委員会に提出しなければならない。</u></p> <p><u>3 委員会は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。</u></p> <p><u>(指定管理者が行う管理の基準)</u></p> <p><u>第4条の3 指定管理者は、この条例並びにこれに基づく規則及び教育委員会規則の規定に従い、市民館の管理を行わなければならない。</u></p> <p><u>(指定管理者が行う業務の範囲)</u></p> <p><u>第4条の4 指定管理者は、施設等の利用許可に関する業務その他の市民館の管理のために必要な業務を行わなければならない。</u></p> <p><u>(利用時間及び休館日)</u></p> <p><u>第4条の5 市民館の利用時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、委員会は、必要と認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="143 935 309 986">利用時間</td> <td data-bbox="309 935 1122 986">午前9時から午後9時まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="143 986 309 1182">休館日</td> <td data-bbox="309 986 1122 1182"> <p><u>(1) 毎月第3月曜日。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、当該日の直後の休日でない日</u></p> <p><u>(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日</u></p> </td> </tr> </table>	利用時間	午前9時から午後9時まで	休館日	<p><u>(1) 毎月第3月曜日。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、当該日の直後の休日でない日</u></p> <p><u>(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日</u></p>	
利用時間	午前9時から午後9時まで				
休館日	<p><u>(1) 毎月第3月曜日。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、当該日の直後の休日でない日</u></p> <p><u>(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日</u></p>				
<p><u>2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ委員会の承認を得て、市民館の利用時間を変更し、又は市民館を臨時に開館し、若しくは休館することができる。</u></p>					

改正後	改正前
<p>(<u>利用許可</u>)</p> <p>第5条 市民館の<u>施設等</u>を利用しようとする者は、<u>委員会（指定管理者が管理を行う市民館にあつては、指定管理者。次条から第10条までにおいて同じ。）</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>(視聴覚器材器具の貸出し)</p> <p>第6条 市民館の視聴覚器材器具の貸出しを受けようとする者は、委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>(入館等の制限)</p> <p>第7条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認める<u>者</u>については、入館を<u>断り</u>、又は退館させることができる。</p> <p>(1) 適当な指導者又は付添人のない6歳未満の者</p> <p>(2) 泥酔者その他他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれのある者</p> <p>(3) 危険な物品を携帯し、又は動物（身体障害者が同伴する身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。）を伴う者</p> <p>(4) その他市民館の管理上支障があると認められる者</p> <p>(<u>利用許可</u>の制限)</p> <p>第8条 委員会は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当すると認める場合は、市民館の<u>施設等の利用</u>を許可しない。</p> <p>(1) <u>施設等を毀損するおそれがある</u>とき。</p> <p>(2) 管理上支障があるとき。</p> <p>(3) その他委員会が<u>利用</u>を不相当と認めるとき。</p> <p>(<u>利用許可</u>の取消し等)</p> <p>第9条 委員会は、第5条の許可を受けた者（以下「<u>利用者</u>」という。）が次の各</p>	<p>(<u>使用許可</u>)</p> <p>第5条 市民館の<u>施設及び設備</u>を使用しようとする者は、<u>教育委員会（以下「委員会」という。）</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>(視聴覚器材器具の貸出し)</p> <p>第6条 市民館の視聴覚器材器具の貸出しを受けようとする者は、委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>(入館等の制限)</p> <p>第7条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認める<u>者は</u>、入館を<u>断わり</u>、又は退館させることができる。</p> <p>(1) 適当な指導者又は付添人のない6歳未満の者</p> <p>(2) 泥酔者その他他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれのある者</p> <p>(3) 危険な物品を携帯し、又は動物（身体障害者が同伴する身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。）を伴う者</p> <p>(4) その他市民館の管理上支障があると認められる者</p> <p>(<u>使用許可</u>の制限)</p> <p>第8条 委員会は、次の各号の<u>一に</u>該当すると認める場合は、市民館の<u>施設及び設備の使用</u>を許可しない。</p> <p>(1) <u>施設及び設備をき損するおそれがある</u>とき。</p> <p>(2) 管理上支障があるとき。</p> <p>(3) その他委員会が<u>使用</u>を不相当と認めるとき。</p> <p>(<u>使用許可</u>の取消し等)</p> <p>第9条 委員会は、第5条の許可を受けた者（以下「<u>使用者</u>」という。）が次の各</p>

改正後	改正前
<p>号のいずれかに該当する場合は、その許可を取り消し、又は<u>利用</u>を制限し、若しくは停止することができる。</p> <p>(1) <u>利用の目的</u>に反したとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。</p> <p>(3) 災害その他の事故により<u>利用できなくなった</u>とき。</p> <p>(4) 工事その他市の事業の執行上やむを得ない理由が生じたとき。</p> <p>(5) 前各号に定めるもののほか、この条例又はこれに基づく規則<u>若しくは教育委員会規則</u>に違反したとき。</p> <p>(<u>施設等の変更禁止</u>)</p> <p>第10条 <u>利用者は、市民館の施設等の利用に当たっては、これを模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、委員会が特に認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p>(使用料)</p> <p>第11条 <u>利用者は、市民館（指定管理者が管理を行う市民館を除く。）の施設等の利用について、別表第1に定める使用料（設備については、同表に定める金額の範囲内において規則で定める使用料）を納付しなければならない。</u></p> <p>2 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、<u>市長</u>が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(<u>利用料金</u>)</p> <p>第11条の2 <u>利用者は、市民館の施設等の利用について、指定管理者に利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。</u></p> <p>2 <u>利用料金は、前払しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>3 <u>利用料金の額は、別表第2に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長</u></p>	<p>号の<u>一</u>に該当する場合は、その許可を取り消し、又は<u>使用</u>を制限し、若しくは停止することができる。</p> <p>(1) <u>使用目的</u>に反したとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。</p> <p>(3) 災害その他の事故により<u>使用できなくなった</u>とき。</p> <p>(4) 工事その他市の事業の執行上やむを得ない理由が生じたとき。</p> <p>(5) 前各号に定めるもののほか、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。</p> <p>(<u>施設及び設備の変更禁止</u>)</p> <p>第10条 <u>使用者は、市民館の施設及び設備の使用にあたっては、これを模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、委員会が特に認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p>(使用料)</p> <p>第11条 <u>使用者は、市民館の施設及び設備の使用について別表に定める使用料を納付しなければならない。</u></p> <p>2 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、<u>委員会</u>が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(<u>新設</u>)</p>

改正後	改正前
<p><u>の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。</u></p> <p>4 <u>利用料金は、指定管理者の収入とする。</u> (貸出料)</p> <p>第12条 市民館の視聴覚器材器具の貸出しは、無料とする。 (受講料及び入場料)</p> <p>第13条 <u>市長(指定管理者が管理を行う市民館にあつては、指定管理者。次項において同じ。)</u>は、第3条第1号、第2号及び第4号に掲げる事業を行うに<u>当たっては、受講料又は入場料を徴収することができる。</u></p> <p>2 前項の受講料又は入場料の額は、<u>市長がその都度定める。</u> (使用料及び利用料金の減免)</p> <p>第14条 <u>市長は、特に必要があると認めるときは、第11条第1項に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>2 <u>指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。</u> (使用料及び利用料金の返還)</p> <p>第15条 <u>既に支払われた使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。</u></p> <p>2 <u>既に支払われた利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、その全部又は一部を返還することができる。</u> (利用権の譲渡禁止)</p> <p>第16条 <u>利用者は、市民館の施設等を利用する権利を第三者に譲渡してはならない。</u> (利用者の義務)</p> <p>第17条 <u>利用者は、善良な管理者の注意をもって市民館の施設等を利用しな</u></p>	<p>(貸出料)</p> <p>第12条 市民館の視聴覚器材器具の貸出しは、無料とする。 (受講料及び入場料)</p> <p>第13条 <u>委員会は、第3条第1号、第2号及び第4号に掲げる事業を行なうにあつては、受講料又は入場料を徴収することができる。</u></p> <p>2 前項の受講料又は入場料の額は、<u>委員会がそのつど定める。</u> (使用料の減免)</p> <p>第14条 <u>委員会は、第11条に定める使用料について、特に必要があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>(使用料の返還)</p> <p>第15条 <u>既納の使用料は、返還しない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。</u></p> <p>(使用権の譲渡禁止)</p> <p>第16条 <u>使用者は、市民館の施設及び設備を使用する権利を第三者に譲渡してはならない。</u> (使用者の義務)</p> <p>第17条 <u>使用者は、善良な管理者の注意をもって市民館の施設及び設備を使用</u></p>

改正後					改正前																																
<p>なければならない。</p> <p>(原状回復)</p> <p>第18条 <u>利用者は</u>、市民館の<u>施設等の利用を終了し</u>、又は<u>利用許可を取り消され</u>、<u>利用を制限され</u>、若しくは<u>利用を停止されたときは</u>、直ちにその<u>施設等</u>を原状に回復し、又は返還しなければならない。</p> <p>(取消し等による損害の責任)</p> <p>第19条 <u>市及び指定管理者は</u>、<u>第9条第4号に該当する場合を除き</u>、<u>利用許可の取消し又は利用の制限若しくは停止によって</u>、<u>利用者</u>に生じた損害については、<u>その責めを負わない</u>。</p> <p>(損害の賠償)</p> <p>第20条 <u>利用者は</u>、市民館の<u>施設等に損害を生じさせたときは</u>、その損害を賠償しなければならない。ただし、<u>市長がやむを得ない理由があると認めるときは</u>、賠償額を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第21条 この条例の施行について必要な事項は、<u>規則及び教育委員会規則</u>で定める。</p> <p>別表第1 (第11条関係)</p> <p>1 施設使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">種別</th> <th colspan="4">金額</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9時～ 11時30分</td> <td>0時30分～ 4時30分</td> <td>5時30分～ 9時</td> <td>9時～9時</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					種別	金額				午前	午後	夜間	全日	9時～ 11時30分	0時30分～ 4時30分	5時30分～ 9時	9時～9時		<p>しなければならない。</p> <p>(原状回復)</p> <p>第18条 <u>使用者が</u>、市民館の<u>施設及び設備の使用を終了し</u>、又は<u>使用許可を取り消され</u>、<u>使用を制限され</u>、若しくは<u>使用を停止されたときは</u>、直ちにその<u>施設及び設備</u>を原状に回復し、又は返還しなければならない。</p> <p>(取消し等による損害の責任)</p> <p>第19条 <u>第9条第4号に該当する場合を除き</u>、<u>使用許可の取消し又は使用の制限若しくは停止によって</u>、<u>使用者</u>に生じた損害については、<u>市は、その責を負わない</u>。</p> <p>(損害の賠償)</p> <p>第20条 <u>使用者は</u>、市民館の<u>施設及び設備に損害を生じさせたときは</u>、その損害を賠償しなければならない。ただし、<u>委員会がやむを得ない理由があると認めるときは</u>、賠償額を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第21条 この条例の施行について必要な事項は、<u>委員会</u>が定める。</p> <p>別表 (第11条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">種別</th> <th colspan="4">金額</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9時～ 11時30分</td> <td>0時30分～ 4時30分</td> <td>5時30分～ 9時</td> <td>9時～9時</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					種別	金額				午前	午後	夜間	全日	9時～ 11時30分	0時30分～ 4時30分	5時30分～ 9時	9時～9時	
種別	金額																																				
	午前	午後	夜間	全日																																	
	9時～ 11時30分	0時30分～ 4時30分	5時30分～ 9時	9時～9時																																	
種別	金額																																				
	午前	午後	夜間	全日																																	
	9時～ 11時30分	0時30分～ 4時30分	5時30分～ 9時	9時～9時																																	

改正後							改正前						
ホ ー ル	大ホ ー ル	幸 宮前 多摩 麻生	7,390円	9,850円	17,020円	34,260円	ホ ー ル	大ホ ー ル	中原	<u>4,140円</u>	<u>6,160円</u>	<u>10,190円</u>	<u>20,490円</u>
		幸 高津 宮前 多摩 麻生	7,390円	9,850円	17,020円	34,260円			大ホ ー ル	幸 高津	7,390円	9,850円	17,020円
	幸	560円	1,230円	1,680円	3,470円	リハ ー サ ル 室		幸 高津		560円	1,230円	1,680円	3,470円
		多摩	1,120円	2,460円	3,360円		6,940円			多摩	1,120円	2,460円	3,360円
種別			9時～12時	1時～5時	5時30分～ 9時	9時～9時	種別			9時～12時	1時～5時	5時30分～ 9時	9時～9時
会 議 室	大会 議 室	幸 宮前 多摩 麻生	3,920円	5,480円	7,050円	16,450円	会 議 室	大会 議 室	幸 高津 宮前 多摩 麻生	3,920円	5,480円	7,050円	16,450円
		幸	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円			第1 会 議 室	幸	2,120円	2,680円	3,470円
		<u>1,230円</u>	<u>1,790円</u>	<u>2,240円</u>	<u>5,260円</u>					<u>1,790円</u>	<u>2,120円</u>	<u>2,800円</u>	<u>6,710円</u>

改正後						改正前						
	第2 会議 室	多摩 麻生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	第2 会議 室	中原 高津 宮前	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
		幸 麻生	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円		宮前	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
		宮前	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円		幸 中原 高津 麻生	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
		多摩	890円	1,000円	1,340円	3,230円		多摩	890円	1,000円	1,340円	3,230円
	第3 会議 室	幸 宮前 麻生	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	第3 会議 室	高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
		多摩	890円	1,000円	1,340円	3,230円		幸 中原 宮前 麻生	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	第4 会議 室	幸 多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	第4 会議 室	多摩	890円	1,000円	1,340円	3,230円
		宮前	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円		幸 中原 多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
		麻生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円		宮前	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
								高津 麻生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円

改正後							改正前							
教養室	第5 会議 室	多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	第5 会議 室	高津	<u>1,790円</u>	<u>2,120円</u>	<u>2,800円</u>	<u>6,710円</u>		
			第6 会議 室	多摩	1,230円	1,790円		2,240円	5,260円	中原	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
					集会 室	菅生		1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	多摩	<u>1,790円</u>	<u>2,120円</u>
	集会 室	岡上	1,230円	1,790円			2,240円	5,260円	多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	
			音楽 室	幸	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円	菅生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	
	和室	幸 宮前 多摩 麻生			1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	岡上	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	
			和室	日吉	670円	780円	1,120円	2,570円	第1 音楽 室	幸 中原	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
	和室	幸 宮前 多摩 麻生			1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	第2 音楽 室	高津	<u>2,120円</u>	<u>2,680円</u>	<u>3,470円</u>	<u>8,270円</u>
			和室	日吉 橘	670円	780円	1,120円	2,570円	和室	幸 中原 高津 宮前 多摩 麻生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
	和室	日吉 橘			670円	780円	1,120円	2,570円	和室	日吉 橘	670円	780円	1,120円	2,570円

改正後						改正前								
	料理室	菅生	890円	1,000円	1,340円	3,230円	料理室	菅生	890円	1,000円	1,340円	3,230円		
		幸 宮前 多摩 麻生	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円		幸 中原 高津 宮前 多摩 麻生	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円		
	実習室	幸 宮前 多摩 麻生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	実習室	幸 中原 高津 宮前 多摩 麻生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円		
		日吉	890円	1,000円	1,340円	3,230円		日吉 橘	890円	1,000円	1,340円	3,230円		
	視聴覚室	宮前 多摩 麻生	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円	視聴覚室	中原 高津 宮前 多摩 麻生	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円		
		学習室	菅生	1,230円	1,790円	2,240円		5,260円	学習室	菅生	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	第1学習	岡上	890円	1,000円	1,340円	3,230円	第1学習	岡上	890円	1,000円	1,340円	3,230円		
		多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円		多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円		
			日吉	890円	1,000円	1,340円	3,230円			日吉	890円	1,000円	1,340円	3,230円

改正後							改正前						
学習室	室						室	橘	670円	780円	1,120円	2,570円	
	第2	多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	第2	多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	
	学習	日吉	890円	1,000円	1,340円	3,230円	学習	日吉	890円	1,000円	1,340円	3,230円	
	室						室	橘					
	第3	日吉	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	第3	日吉	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	
	学習						学習	橘	890円	1,000円	1,340円	3,230円	
室						室							
第4	日吉	890円	1,000円	1,340円	3,230円	第4	日吉	890円	1,000円	1,340円	3,230円		
学習						学習	橘						
室						室							
茶華	岡上	890円	1,000円	1,340円	3,230円	茶華	岡上	890円	1,000円	1,340円	3,230円		
道室						道室							
体育室	幸					体育室	中原						
	宮前	330円	560円	1,120円	2,010円		高津	440円	780円	1,340円	2,560円		
	多摩						麻生						
							幸						
	麻生	440円	780円	1,340円	2,560円		宮前	330円	560円	1,120円	2,010円		
岡上	220円	330円	670円	1,220円	多摩								
					岡上	220円	330円	670円	1,220円				

備考

- 1 土曜日、日曜日及び休日を利用する場合は、規定使用料の2割を増徴する。
- 2 利用許可の時間を超えて利用する場合は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の利用時間区分にお

備考

- 1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を使用するときは、規定使用料の2割を増徴する。
- 2 使用許可の時間を超えて使用する場合は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の使用時間区分にお

改正後	改正前																
<p>ける施設使用料の2割(1円未満の端数は、切り捨てる。)を増徴する。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設使用料は、無料とする。</p> <p>3 大ホールの利用について入場料を徴収する場合は、次の表の入場料金の区分に従い、規定使用料に増徴の割合を乗じて得た額を増徴する。</p>	<p>る使用料の2割を増徴する。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>3 大ホールの使用について入場料を徴収する場合は、次表の入場料金の区分に従い、規定使用料に増徴の割合を乗じて得た額を増徴する。</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>入場料金</th> <th>増徴の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000円未満</td> <td>5割</td> </tr> <tr> <td>1,000円以上3,000円未満</td> <td>10割</td> </tr> <tr> <td>3,000円以上</td> <td>20割</td> </tr> </tbody> </table>	入場料金	増徴の割合	1,000円未満	5割	1,000円以上3,000円未満	10割	3,000円以上	20割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>入場料金</th> <th>増徴の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000円未満</td> <td>5割</td> </tr> <tr> <td>1,000円以上3,000円未満</td> <td>10割</td> </tr> <tr> <td>3,000円以上</td> <td>20割</td> </tr> </tbody> </table>	入場料金	増徴の割合	1,000円未満	5割	1,000円以上3,000円未満	10割	3,000円以上	20割
入場料金	増徴の割合																
1,000円未満	5割																
1,000円以上3,000円未満	10割																
3,000円以上	20割																
入場料金	増徴の割合																
1,000円未満	5割																
1,000円以上3,000円未満	10割																
3,000円以上	20割																
<p>2 設備使用料</p>	<p>4 大ホール(高津市民館に限る。)を見本市、商品展示会その他これらに類する催物に使用する場合は、大ホールの規定使用料の9倍相当額を増徴する。この場合において、前項の規定は適用しない。</p> <p>5 その他設備の使用料については、委員会が別に定める。</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陶芸用電気窯</td> <td>1台 1回</td> <td>3,360円</td> </tr> <tr> <td>その他附帯設備</td> <td>1式、1台、1本、1列、1基、1枚、 1個、1脚、1双、1張、1室、1キ ロワットその他1単位 1回</td> <td>5,600円</td> </tr> </tbody> </table>	種別	単位	金額	陶芸用電気窯	1台 1回	3,360円	その他附帯設備	1式、1台、1本、1列、1基、1枚、 1個、1脚、1双、1張、1室、1キ ロワットその他1単位 1回	5,600円								
種別	単位	金額															
陶芸用電気窯	1台 1回	3,360円															
その他附帯設備	1式、1台、1本、1列、1基、1枚、 1個、1脚、1双、1張、1室、1キ ロワットその他1単位 1回	5,600円															
<p>備考</p> <p>1 本表においては、午前、午後及び夜間をそれぞれ1回として扱う。</p> <p>2 利用許可の時間を超えて利用する場合は、超過時間1時間(30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。)につき、設備使用料の2割相当額を増徴する。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する</p>																	

改正後			改正前			
<p>場合の中間時間の設備使用料は、無料とする。</p> <p>3 前2項の規定は、陶芸用電気窯には、適用しない。</p> <p>別表第2（第11条の2関係）</p> <p>1 施設利用料</p>						
種別			金額			
			午前	午後	夜間	全日
			9時～	0時30分～	5時30分～	9時～9時
			11時30分	4時30分	9時	
ホ 二 ル	大ホ	中原	4,140円	6,160円	10,190円	20,490円
	一ル	高津	7,390円	9,850円	17,020円	34,260円
	リハ	高津	560円	1,230円	1,680円	3,470円
	一サ ル室					
種別			9時～12時	1時～5時	5時30分～ 9時	9時～9時
会 議 室	大会 議室	高津	3,920円	5,480円	7,050円	16,450円
	第1 会議 室	中原 高津	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円

改正後						改正前						
教養室	第2 会議 室	中原	<u>1,230円</u>	<u>1,790円</u>	<u>2,240円</u>	<u>5,260円</u>						
		高津										
	第3 会議 室	中原	<u>1,230円</u>	<u>1,790円</u>	<u>2,240円</u>	<u>5,260円</u>						
		高津	<u>1,790円</u>	<u>2,120円</u>	<u>2,800円</u>	<u>6,710円</u>						
	第4 会議 室	中原	<u>1,230円</u>	<u>1,790円</u>	<u>2,240円</u>	<u>5,260円</u>						
		高津	<u>1,790円</u>	<u>2,120円</u>	<u>2,800円</u>	<u>6,710円</u>						
	第5 会議 室	中原	<u>1,230円</u>	<u>1,790円</u>	<u>2,240円</u>	<u>5,260円</u>						
		高津	<u>1,790円</u>	<u>2,120円</u>	<u>2,800円</u>	<u>6,710円</u>						
	第6 会議 室	中原	<u>1,790円</u>	<u>2,120円</u>	<u>2,800円</u>	<u>6,710円</u>						
		高津										
	音楽 室	第1 音楽 室	中原	<u>2,120円</u>	<u>2,680円</u>	<u>3,470円</u>	<u>8,270円</u>					
			高津	<u>2,120円</u>	<u>2,680円</u>	<u>3,470円</u>	<u>8,270円</u>					
第2 音楽 室		高津	<u>1,790円</u>	<u>2,120円</u>	<u>2,800円</u>	<u>6,710円</u>						

改正後						改正前					
和室	中原	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円						
	高津										
	橘	670円	780円	1,120円	2,570円						
料理室	中原	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円						
	高津										
実習室	中原	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円						
	高津										
	橘	890円	1,000円	1,340円	3,230円						
視聴覚室	中原	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円						
	高津										
第1学習室	橘	670円	780円	1,120円	2,570円						
第2学習室	橘	890円	1,000円	1,340円	3,230円						
第3学習室	橘	890円	1,000円	1,340円	3,230円						
第4学習室	橘	890円	1,000円	1,340円	3,230円						
体育室	中原	440円	780円	1,340円	2,560円						
	高津										

改正後	改正前																	
<p><u>備考</u></p> <p>1 <u>土曜日、日曜日及び休日に利用する場合の施設利用料の額は、規定利用料の2割増相当額とする。</u></p> <p>2 <u>利用許可の時間を超えて利用する場合の施設利用料の額は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の利用時間区分における施設利用料の2割相当額（1円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。</u></p> <p>3 <u>大ホールの利用について入場料を徴収する場合の施設利用料の額は、次の表の入場料金の区分に従い、規定利用料に増額の割合を乗じて得た額を、施設利用料に加えた額とする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">入場料金</th> <th style="text-align: center;">増額の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000円未満</td> <td style="text-align: right;">5割</td> </tr> <tr> <td>1,000円以上3,000円未満</td> <td style="text-align: right;">10割</td> </tr> <tr> <td>3,000円以上</td> <td style="text-align: right;">20割</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 <u>大ホール（川崎市高津市民館に限る。）を見本市、商品展示会その他これらに類する催物に利用する場合の施設利用料の額は、大ホールの規定利用料の9倍相当額を加算した額とする。この場合において、前項の規定は、適用しない。</u></p> <p>2 <u>設備利用料</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陶芸用電気窯</td> <td>1台 1回</td> <td style="text-align: right;">3,360円</td> </tr> <tr> <td>その他附帯設備</td> <td>1式、1台、1本、1列、1基、1枚、 1個、1脚、1双、1張、1キロワット</td> <td style="text-align: right;">5,600円</td> </tr> </tbody> </table>	入場料金	増額の割合	1,000円未満	5割	1,000円以上3,000円未満	10割	3,000円以上	20割	種別	単位	金額	陶芸用電気窯	1台 1回	3,360円	その他附帯設備	1式、1台、1本、1列、1基、1枚、 1個、1脚、1双、1張、1キロワット	5,600円	
入場料金	増額の割合																	
1,000円未満	5割																	
1,000円以上3,000円未満	10割																	
3,000円以上	20割																	
種別	単位	金額																
陶芸用電気窯	1台 1回	3,360円																
その他附帯設備	1式、1台、1本、1列、1基、1枚、 1個、1脚、1双、1張、1キロワット	5,600円																

改正後			改正前
	<u>その他 1 単位 1 回</u>		
<p><u>備考</u></p> <p><u>1 本表においては、午前、午後及び夜間をそれぞれ 1 回として扱う。</u></p> <p><u>2 利用許可の時間を超えて利用する場合の設備利用料の額は、超過時間 1 時間（30 分未満は切り捨て、30 分以上は 1 時間とする。）につき、設備利用料の 2 割相当額とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該 2 区分を引き続き利用する場合の中間時間の設備利用料は、無料とする。</u></p> <p><u>3 前 2 項の規定は、陶芸用電気窯には、適用しない。</u></p>			